

委 員 長 報 告 書

さる 12 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 9 号 橋本市部落差別の解消を推進する条例について
議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 11 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第 9 号は賛成少数で否決すべきもの、議案第 25 号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 9 号は、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別による人権侵害を決して許すことなく、市民すべての基本的人権が尊重され、安心して暮らせるまちづくりを目指すための取組みを推進するため新たに条例を制定するものである。

委員から、今後の市民に対する説明会の開催について ただしがあり、特定の団体には懇談会の要望があったため説明を行っているが、市民への説明は条例が制定された後に行う との答弁がありました。

過去、現在、未来における教育と啓発について ただしがあり、部落問題解決のために学校で部落問題学習をするということで始まり、部落問題が提起する教育的課題に応える同和教育という形で進み、部落問題は解決に向かってきているというのが現時点だと考える。今後は情報モラルの問題、そして、新たな差別を生み出さないよう、様々な取組みをしてきた先人の成果と教訓を若い世代に正確に受け継ぐ必要がある との答弁がありました。

義務教育における学校の指導マニュアルはどのようにするのか とのただしがあり、人権教育の研究プランを立てて実践を行っている。今後も歴史の教科書で科学的認識を発達段階に応じ教えていく必要があると考え

ている。また、橋本市独自の副読本「しあわせ」や特別の教科「道徳」により、人としてどう生きていくべきか、また、様々な不合理な実態に対し、どう対処していくべきかを皆で考えていくという学習を行っているとの答弁がありました。

この条例案の可決、否決に関わらず、同和問題にかかる人権教育は進めていくとの認識でよいかとのただしがあり、条例のあるなしに関わらず人権教育は進めていくべきものであるとの答弁がありました。

インターネットでの差別的な書き込みの監視についてただしがあり、試行的に複数の特定サイトに検索をかけ、問題があると判断した書き込みは30数件であった。特定サイトの管理者に削除要請を出しており、1件が削除されたとの答弁がありました。

部落差別の定義はどのように考えているかとのただしがあり、この条例にはあえて定義を書き込んでいないが、日本の歴史的発展の過程で形成された身分階層構造によって、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、特定の地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職など日常生活の上で受ける差別であり、わが国固有の人権問題であるとの答弁がありました。

橋本市において部落差別はあるのかとのただしがあり、本市に同和地区は存在しないが、匿名の電話による同和地区の問い合わせや、誹謗中傷にあたる差別発言などが例年発生しており、ここ4、5年を振り返ると差別事件が徐々に増加している。また、意識調査において隠れた差別意識が明らかになってきているとの答弁がありました。

匿名で電話による問い合わせがあった場合、市の対応はどのようにしているかとのただしがあり、まず問合せの理由を聞くようにしている。もちろん、市内に同和地区はないという話も含め、そういう問合せには答えられないとお断りし、そのような質問をすること自体、差別行為に繋がると説明をしている。また、市職員に対しては職員研修や人権研修の中で毎年、電話対応時のマニュアルにより適切な対応を徹底するよう説明しているほか、電話の横に見ながら対応できるよう、カードを作成し各課に備え付けているとの答弁がありました。

本条例の廃止要件として、附則第2条に規定する「部落差別が解消されたと認められるに至ったとき」とはどのようなときか とのただしがあり、市で把握できる差別事象が無くなることを前提として、5年に1回程度実施予定の意識調査において、差別意識が十分に解消されたと認められた場合に、この条例を廃止することとなる。今後、人権尊重の社会づくり審議会において、その判断基準について協議し、結論については議会に報告する との答弁がありました。

県条例との相違点について ただしがあり、インターネット上の差別に対する取組みにおいて、市は勧告に従わない事業者を公表するが、県は公表しないと聞いている。また、県条例では差別を行ったものの範囲を県内で行ったものに限定しているが、市条例においては、橋本市全体に対する差別行為全てを対象としており、市外で行われたものであっても対象とするなど、範囲は広い との答弁がありました。

第7条に規定する指導、助言、勧告、公表の法的拘束力について ただしがあり、指導、助言、勧告は行政指導であり法的拘束力はなく、公表は行政指導や行政処分にもあたらない。加害者の処分を目指すのではなく、部落差別をしてはいけないということを真に理解していただくことを目指し、特に指導、助言に重点的に取り組んでいきたい との答弁がありました。

部落差別に特化した条例を制定する前に、まず、インターネットによる全ての差別に関する条例を策定するべきではないか とのただしがあり、部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、本市では部落差別自体をなくすという思いで本条例案を提案している。今後はこの条例にとどまることなくインターネット上の全ての差別について考えていく必要がある との答弁がありました。

教育委員会や人権啓発推進委員会との事前の連携について ただしがあり、人権啓発推進委員会は新型コロナウイルス感染症対策のため開催できていないが、役員会において、条例の骨子案の作成に関して説明をし、作成後にも意見を頂いた。また、教育委員会も事前に骨子案やパブリックコメントの結果について情報共有されたが、教育委員会として条例作成の

議論にもっと積極的に加わるべきであったと反省している との答弁がありました。

橋本市人権尊重の社会づくり条例第4条に定める基本方針に基づき、審議会で人権侵害に対する相談等を行えるのであれば、この条例は必要ないのではないか とのただしがあり、条例を定めることと、基本方針に盛り込んでいることについては、たとえ内容が同じであっても、大きな違いがある。この条例は、議会を通して市民に対し訴え、協力を求めていくということを明らかにするために制定をするものである との答弁がありました。

教育及び啓発、相談体制の充実を進めるにあたり必要な予算は。また、この条例案が否決されたとしても、今後それらの予算は計上するのか とのただしがあり、啓発用リーフレットの作成、研修会や講演会の開催、匿名による同和地区の問合せの電話に対し、相手方が特定できずに説明を行うことが困難な場合もあるため、録音機能があり相手の番号が表示できる電話機の設置費用、可決された場合の市民に対する説明会に係る予算を想定している。また、条例案が否決されても必要性をその都度判断し予算を計上する との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、今回の市条例は、インターネット等の社会情勢を踏まえた上で、誹謗中傷や差別行為とみなされる市への問い合わせをなくすといったことに重きが置かれていた。既に県条例が施行されており、市は業務、そして正義を遂行できるものと最終的に考える。一方、終わったことを起こしてもらいたくない、この議論をすること自体が差別、区別だという声も聞こえてくる。部落差別だけでなく、ハラスメント、LGBT、人種差別全ての差別、区別、誹謗中傷に対し、徹底的に対応していただくことを要望し、苦渋の決断として本議案に反対する との討論がありました。

原案に賛成の立場から、今なお部落差別的な問い合わせがあり、インターネットでは30件以上の差別的な書き込みが確認され、削除要請しているという現状もある。本条例を否決するならば、内外に対して、橋本市議会

が部落差別解消に消極的であると捉えられかねず、部落差別は断固なくしていくという毅然とした態度を示すべきである。条例の制定に伴い実施する施策によって新たな差別を生じさせることがないように要望し、苦渋の決断であるが本議案に賛成する との討論がありました。

原案に反対の立場から、1969 年に同和対策特別措置法が施行されて以降、2002 年 3 月までの 33 年間にわたり、国と地方合わせて~~約 1,066 兆円~~ **約 16 兆円**という膨大な予算が費やされ、それまで同和地区に住む方々の経済的、社会的、文化的に低位に置かれていた状況は他地区と遜色ないまでに改善した。やがて、同和地区に対する必要以上の特別な施策を続けることは、逆に新たな差別意識に繋がるとして同和対策事業は終了し、貧困や環境整備について格差が残っているとすれば、一般行政としてそれを行うという流れへと移行した。インターネット上に心ない書き込みがあったとしても、それは法律や条例が無くとも、市民間の相互批判によって解決していけると考え、本議案に反対する との討論がありました。

原案に賛成の立場から、今なお結婚の際の身元調査、就職試験での本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事案のほか、差別的な内容の文書の送付やインターネット上での差別を助長するような書き込みや動画が配信されるといった事案が、誰の目にもとまるほど発生しており、差別の拡大、悪質化が進んできている。こうした差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではない。これらのことから、本市におけるこの条例の必要性は十分裏づけられていると考え、本議案に賛成する との討論がありました。

なお、質疑の途中、委員から更に慎重な審査が必要との理由から、継続審査を求める動議が提出されましたが、賛成少数により否決されました。

議案第 25 号は、橋本市民会館の指定管理者として、引き続き「公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社」を令和 3 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までの 3 年間指定するものである。

委員から、財政難の市の現状に鑑み、再任用職員をあてるなど、市直営

とすることについて検討をしたか。また、指定期間が３年となっているがホールの貸し館を令和４年度から休止するのであれば、単年度でもよいのではないか　とのただしがあり、指定管理の場合や市直営の場合など様々なパターンを検討した結果、金額的には市直営が最大１００万円程度有利であったが、安全面等も含め総合的には、運営に熟知し専門性を有した文化スポーツ振興公社と指定管理契約を締結することが市として有利であると判断した。また、新型コロナウイルス感染症が収束し、市民会館ホールの利用の要望が多くなった場合、令和６年度以降にホールを利用した運営も考えられるため、今回は３年という期間を設定した　との答弁がありました。

本来であれば、市の財政健全化の視点も見極めた上で、毎回プロポーザル方式を採るべきと思うがいかがか　とのただしがあり、公募の検討もしたが、現状、市民会館の利用はかなり減っており、専用駐車場も極端に少ないことから他事業者の参入は非常に難しく、コロナ禍の影響でさらに難しい状況になっている。このようなことから、モニタリング調査やアンケート調査でも運営内容に関しては高い評価を得ていることも含め、文化スポーツ振興公社が最も妥当な指定管理者候補であるという結論に至ったとの答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、コロナ禍等の社会情勢を踏まえ文化スポーツ振興公社に委託することは一つの正義であると理解できるが、やはり、随意契約ではなくプロポーザル方式とすることが必要と考え、本議案に反対する　との討論がありました。

原案に賛成の立場から、基本的に、市が設立した財団法人である文化スポーツ振興公社を指定管理者とすることは問題ない考える。財団法人の在り方、その内容、中身について、今後、市が指導監督していくことを要望し、本議案に賛成する　との討論がありました。